

平成28年 4月 22日

(宛先) 狭山市議会議長

会 派 名 公明党
経 理 責 任 者 名 綿 原 伸 子
(又は議員名)

平成27年度政務活動費収支報告について

狭山市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成27年度政務活動費収支報告書を提出します。



平成27年度政務活動費収支報告書

会派名 公明党
(又は議員名)

1 収 入

政務活動費 880,000 円

2 支 出

(単位:円)

科目	金額	備考
研修費	0	
調査研究費	660,640	
資料作成費	0	
資料購入費	49,608	
広報費	0	
広聴費	0	
事務費	66,423	
合計	776,671	

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額

103,329 円

科目別集計表

支出データ表で入力した内容を、科目別に自動集計します。表中で右クリックし、[データの更新ボタン]を押してください。

科目	月	日	内容	支出金額(円)	集計
(空白)					0
資料購入費	5	21	書籍「議員NAVI」購読	12960	12,960
	7	28	月刊「ガバナンス」購読	12312	12,312
	9	24	書籍「議員NAVI」購読	9720	9,720
	3	25	政策資料「地方政治を	14400	14,400
			振り込み手数料	216	216
資料購入費 集計					49,608
事務費	6	5	インク代	5647	5,647
		15	5月分コピー代	2270	2,270
	7	10	インク代	4412	4,412
	8	5	6月分コピー代	2870	2,870
			7月分コピー代	820	820
	9	20	インク代	4835	4,835
		24	8月分コピー代	1100	1,100
	10	24	インク代	1080	1,080
		30	インク代	4412	4,412
	11	17	9月分コピー代	2430	2,430
			10月分コピー代	2700	2,700
	12	21	11月分コピー代	2000	2,000
	1	17	インク代	5647	5,647
		26	12月分コピー代	3380	3,380

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。

事務費	2	1	事務用品代	6483	6,483
		22	インク代	1008	1,008
	3	24	インク代	9227	9,227
			事務用品代	1058	1,058
		3	インク代	1414	1,414
		23	1月分コピー代	510	510
			2月分コピー代	1390	1,390
		31	3月分コピー代	1730	1,730
事務費 集計					66,423
調査研究費	7	1~3	伊丹市、長岡京市、京	207496	207,496
	8	10	地方議員セミナー参加	6214	6,214
	11	9	地方議員研究会研修	125200	125,200
		18~	全国市議会議長会参	127302	127,302
	1	27~	八尾市、大津市、近江	194428	194,428
調査研究費 集計					660,640
総計					776,671

支出データ入力表

支出月日、科目、内容、支出金額を入力してください。なお、[科目]はセルをクリックし、リストから選択してください。

支出合計
776,671 円

残額
103,329 円

NO.	月	日	科目	内容	支出金額(円)	備考
1	5	21	資料購入費	書籍「議員NAVI」購読料	12,960	第一法規(株)
2	6	5	事務費	インク代	5,647	(株)ベスト電器
3	6	15	事務費	5月分コピー代	2,270	狭山市
4	7	1~3	調査研究費	伊丹市、長岡京市、京田辺市、名張市視察	207,496	詳細は別紙
5	7	10	事務費	インク代	4,412	(株)ベスト電器
6	7	28	資料購入費	月刊「ガバナンス」購読料	12,312	(株)ぎょうせい
7	8	5	事務費	6月分コピー代	2,870	狭山市
8	8	5	事務費	7月分コピー代	820	狭山市
9	8	10	調査研究費	地方議員セミナー参加	6,214	詳細は別紙
10	9	20	事務費	インク代	4,835	(株)ピーシーデポコーポレーション
11	9	24	事務費	8月分コピー代	1,100	狭山市
12	9	24	資料購入費	書籍「議員NAVI」購読料	9,720	第一法規(株)
13	10	24	事務費	インク代	1,080	(株)ベスト電器
14	10	30	事務費	インク代	4,412	(株)ベスト電器
15	11	9	調査研究費	地方議員研究会研修参加	125,200	詳細は別紙

この写しは、狭山市情報公開条例に基づき作成したものです。